

○熊野古道伊勢路環境整備事業総合補助金交付要領の規定による箇所指定

熊野古道伊勢路環境整備事業総合補助金交付要領（以下「要領」という。）別表1（第2条第2項関係）の規定により知事が必要と認める箇所を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

1 要領第2条第2項別表1の知事が必要と認める箇所

箇所名	場所
馬鹿曲がり、猿木坂、殿様井戸	多気郡大台町栃原

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。